

共生型短期入所 潤生園総合サービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人小田原福祉会が開設する潤生園総合サービスセンター(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく指定短期入所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 サービスの提供に当たっては、利用者に適切なサービスが提供できるよう、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けるものとする。

5 事業の実施に当たっては、自ら提供する指定短期入所の事業の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。

6 事業の実施に当たっては、前4項のほか、関係法令等を遵守する。

7 小田原市(圏域)の地域支援拠点等として、市町村等により次の機能を位置づけられていることを踏まえ、広く地域の障害児者の支援に努めるものとする。

① 地域支援拠点として、福祉避難所としての機能を有する

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 潤生園総合サービスセンター

2 所在地 神奈川県小田原市穴部 377

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者	0	1	0	0	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
看護職員	1	1	1	0	利用者の健康管理等看護業務を行う
生活指導員	0	2	0	0	利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行う
介護職員	7	2	4	0	利用者に対する必要な介護を行う
調理職員	0	8	0	7	利用者に対する食事の提供を行う
作業療法士	0	1	0	0	利用者に対する日常生活上の作業療法、リハビリテーションを行う
送迎運転員	0	0	1	0	利用者に対する送迎

(指定短期入所の事業の種類)

第5条 1 介護保険法上の指定短期入所とともに、指定障害福祉サービス短期入所
(共生型サービス)事業を行う。

2「併設事業所」として指定短期入所事業を行う。

3 入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所事業を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所の主たる対象者は、以下のとおりとする。

身体障害者
知的障害者
精神障害者
難病等対象者
障害児

(短期入所の定員)

第7条 事業所の短期入所の定員は、21人とする。

2 前項の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

(サービスの提供)

- 第8条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。
 - 3 その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。
 - 4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供するものとする。

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

- 第9条 指定短期入所を提供したときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、利用者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
 - 3 前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所として提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用、光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者等から受けることができるものとする。この場合の利用料金については別表に定める。
 - 4 前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付するものとする。
 - 5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、次のとおりとする。

小田原市全域 南足柄市全域

※中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

については応相談

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスを利用するに当たって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情への対応等)

第 14 条 提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 従業者の資質向上のため研修(前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3か月以内

② 継続研修 年3回

2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を当該指定短期入所を提供した日から5年間保存する。

- 5 利用者に対する指定短期入所の提供に関する記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人小田原福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第18条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 29 年厚生労働省告示第 116 号)第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。

- 1 緊急時の受入・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。
- 2 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。
- 3 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。
- 4 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

第19条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、ご利用者、ご家族、取引先、その他利害関係者等により、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等 必要な措置を講じる。

2 ハラスメントは、サービス提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与える。下記のような行為があった場合、必要に応じて、サービス対応の見直し等を行う。

- (1)性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2)特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3)叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4)長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他行為

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

令和 4 年 8 月 1 日 改定

令和 7 年 7 月 1 日 改定